

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年6月14日(2022.6.14)

【公開番号】特開2020-103269(P2020-103269A)

【公開日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-027

【出願番号】特願2019-101299(P2019-101299)

【国際特許分類】

C 12 G 3/02(2019.01)

10

C 12 G 3/04(2019.01)

C 12 C 11/00(2006.01)

A 23 L 2/00(2006.01)

A 23 L 2/70(2006.01)

【F I】

C 12 G 3/02

C 12 G 3/04

C 12 C 11/00

A 23 L 2/00 B

A 23 L 2/00 K

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月6日(2022.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

酒石酸を含み、イソ 酸の含有量が0.1質量ppm以下、全窒素量が45mg/100ml以下、総ポリフェノール量が10質量ppm以上、および、酒石酸の濃度が480mg/L以下である、ビールテイスト飲料。

30

【請求項2】

原材料として、麦を含む、請求項1に記載のビールテイスト飲料。

【請求項3】

原材料の麦の少なくとも一部として、麦芽を含む、請求項2に記載のビールテイスト飲料。

【請求項4】

原材料の麦の少なくとも一部として、麦芽には該当しない麦を含む、請求項2または3に記載のビールテイスト飲料。

40

【請求項5】

全窒素量が8~45mg/100mlであり、総ポリフェノール量が10~60質量ppmである、請求項1~4のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項6】

酒石酸の濃度が80~480mg/Lである、請求項1~5のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項7】

全窒素量(mg/100ml)/総ポリフェノール量(質量ppm)が0.3~4.5で

50

ある、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 8】

全窒素量 (mg / 100ml) / 総ポリフェノール量 (質量 ppm) が 0.7 ~ 3.3 である、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 9】

原材料として、酵母エキスを含む、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 10】

原材料として、大豆、大豆タンパク、およびこれらの分解物を含む、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

10

【請求項 11】

麦芽比率が 20 質量 % 以下である、請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 12】

アルコール度数が 1 ~ 20 (v/v) % である、請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 13】

アルコール度数が 3 ~ 15 (v/v) % である、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

20

【請求項 14】

スピリットを含む、請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 15】

pH が 3.0 ~ 4.5 である、請求項 1 ~ 14 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 16】

総エキス量が 5 ~ 18 質量 % である、請求項 1 ~ 15 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 17】

発酵飲料である、請求項 1 ~ 16 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

【請求項 18】

混濁度が 100 H e l m 未満である、請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載のビールテイスト飲料。

30

30

40

50